

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成25年10月22日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

25千総総第709号  
平成25年10月17日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様  
同 宮原 清貴 様  
同 黒宮 昇 様  
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度監査報告第8号、平成23年度監査報告第10号、平成24年度監査報告第8号及び平成25年度監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 出資団体</p> <p>ア 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会</p> <p>(ア) 事業報告書等を提出すべきもの</p> <p>千葉市社会福祉事業振興資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第 22 条によると、千葉市社会福祉協議会は振興資金貸付状況報告書を毎四半期終了後 10 日以内に、また、振興資金貸付事業報告書を毎年度終了後 2 カ月以内に決算書を添えて市長に提出しなければならないとされているが、同協議会は事業報告書等を提出していなかった。</p> <p>千葉市社会福祉協議会においては、要綱に基づき事業報告書等を提出されたい。</p>	<p>千葉市社会福祉協議会における振興資金貸付事業報告書等については、平成 25 年 4 月に地域福祉課長から同協議会に対し、千葉市社会福祉事業振興資金貸付要綱に基づき適正に事業報告書等を提出するよう指導した。</p> <p>これを受け、同協議会は、同年 5 月に事業報告書等を市へ提出した。</p>
<p>(イ) 法人印規程を遵守すべきもの</p> <p>千葉市社会福祉協議会法人印規程（以下「法人印規程」という。）第 3 条によると、現金出納に関する文書等は、別表に規定する現金出納用の会長印を使用することとされているが、各区事務所においては、領収書や会費等を管理する預金通帳に規定されていない印章を使用していた。</p> <p>千葉市社会福祉協議会においては、法人印規程を遵守し印章を使用されたい。</p>	<p>千葉市社会福祉協議会における現金出納に関する文書等に使用する印章については、平成 25 年 4 月に地域福祉課長から同協議会に対し、千葉市社会福祉協議会法人印規程を遵守するよう指導した。</p> <p>これを受け、同協議会は、同年 5 月に領収書と各区事務所の会費等を管理する預金通帳に使用する印章を同規程の別表に規定する現金出納用の会長印へ改めた。</p>
<p>(2) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア 千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会</p> <p>(ア) 現金の収納を適正に行うべきもの</p> <p>基本協定書第 47 条第 2 項の規定によると、千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会は納入義務者から現金を収納したときは、領収書を交付し、当日又は翌日に現金を指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、同委員会においては現金の収納に際し、領収書を納入義務者から請求があった場合のみ交付しており、また、一部の現金については、当日又は翌日に払い込みがされていなかった。</p>	<p>宮崎スポーツ広場管理運営委員会における現金収納については、平成 25 年 4 月にスポーツ振興課長から同委員会に対し、基本協定書に基づき適正に行うよう指導した。</p> <p>これを受け、同委員会は、平成 25 年度から、基本協定書に基づき現金の収納を適正に行っている。</p>

<p>千葉県宮崎スポーツ広場管理委員会においては、基本協定書に基づき現金の収納を適正に行われたい。</p>	
<p>ウ 中田市民農園管理運営組合  (ア) 月次事業報告書等を適正に作成すべきもの</p> <p>基本協定書第23条第1項の規定によると、中田市民農園管理運営組合は管理業務の実施状況等を日報に記録し、また、第44条では、管理業務の実施状況に関する自己評価を月次事業報告書に記載することとされている。</p> <p>しかしながら、同組合は日報の記載内容が十分ではなく、また、管理業務に関する自己評価を月次事業報告書に記載していなかった。</p> <p>中田市民農園管理運営組合においては、基本協定書に基づき月次事業報告書等を適正に作成されたい。</p>	<p>中田市民農園管理運営組合における管理業務に関する日報及び月次事業報告書については、平成25年4月に農政センター所長から同組合長に対し、基本協定書に基づき適正に作成するよう指導した。</p> <p>これを受け、同組合は、平成25年度から、基本協定書に基づき月次事業報告書等を適正に作成している。</p>
<p>(イ) 管理業務の経理区分を適正にすべきもの</p> <p>基本協定書第24条第2項の規定によると、管理業務の経理は自主事業と自主事業以外の管理業務に区分するものとされているが、収支決算書及び出納関係書類を確認したところ、自主事業として実施した事業に係る一部の費用を、自主事業以外の管理業務に区分していた。</p> <p>中田市民農園管理運営組合においては、基本協定書に基づき管理業務の経理区分を適正にされたい。</p>	<p>中田市民農園管理運営組合における管理業務の経理区分については、平成25年4月に農政センター所長から同組合長に対し、基本協定書に基づき適正に行うよう指導した。</p> <p>これを受け、同組合は、平成25年度から、基本協定書に基づき管理業務の経理を適正に区分している。</p>